

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1～4】

1 和解当事者

報告案件	原告	被告
1	中野区	有限会社マンガヴィジョン
2	中野区	中野区民
3	中野区	中野区民
4	中野区	プラネッツフーズ株式会社

2 経過の概要

本件は、区が提起した土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）について、第1回口頭弁論期日において、上記1の各当事者に対し裁判所から和解の勧誘があり、各当事者が当該勧誘に応じ、訴訟上の和解による解決が図られた。

3 訴訟経過

平成28年（2016年）11月16日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年（2017年）1月25日 第1回口頭弁論期日 裁判所の和解勧誘

同年2月13日 和解期日 和解成立

4 和解条項の内容

- (1) 被告は、原告に対し、原告所有の建物の一部（以下「本件建物」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。
- (3) 被告は、原告に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
- (4) 被告は、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、原告が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
- (5) 被告は、原告に対し、占有移転禁止仮処分命令申立事件について、原告が供託した担保の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (6) 被告は、東京地方裁判所平成28年（ワ）第33966号賃借権確認請求事件及び東京地方裁判所平成28年（ワ）第38798号土地建物明渡等請求事件について、原告に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。
- (7) 原告は、その余の請求を放棄する。

(8) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間で本和解条項に定めるものの他に債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 訴訟費用は各自の負担とする。

## 5 和解の理由

本件については、裁判所から和解の勧誘があったところ、上記1の各被告も無権原の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、区が訴えを提起した土地建物明渡等請求事件等の裁判手続において当該各被告から区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、訴訟上の和解により解決することとした。

## 【報告案件5】

### 1 和解当事者

申立人 中野区

相手方 株式会社ライト

### 2 経過の概要

本件は、区が旧桃丘小学校に係る建物の占有を続ける相手方に対しその明渡し等を求める訴えの提起を行う前に、相手方から区に対し訴訟以外の解決の申出があったことから、当該申出に応じ、訴え提起前の和解による解決が図られた。

### 3 申立て経過

平成29年（2017年）1月12日 東京簡易裁判所に訴え提起前の和解申立て  
同年2月20日 和解期日 和解成立

### 4 和解条項の内容

- (1) 相手方は、申立人に対し、申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 申立人は、相手方に対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。
- (3) 相手方は、申立人に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
- (4) 相手方は、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、申立人が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
- (5) 申立人は、相手方に対する占有移転禁止仮処分命令申立事件を取り下げる。
- (6) 相手方は、申立人に対し、(5)の仮処分命令申立事件について、申立人が供託した担保の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (7) 相手方は、東京地方裁判所平成28年（ワ）第33966号賃借権確認請求事件

及び東京地方裁判所平成28年（ワ）第38798号土地建物明渡等請求事件について、申立人に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。

(8) 申立人及び相手方は、本件に関し、申立人と相手方との間で本和解条項に定めるものの他に債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 和解費用は各自の負担とする。

#### 5 和解の理由

本件については、相手方から訴訟以外の解決の申出があったところ、相手方も無権原の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、区が訴えを提起した土地建物明渡等請求事件等の裁判手続において相手方から区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、訴え提起前の和解により解決することとした。